

# 富良野市総合戦略有識者会議設置条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、実施状況及び効果の検証を行うため、富良野市総合戦略有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況及び効果の検証に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 市民（公募による。）
  - (2) 市内の各種団体を代表する者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となり会務を総理する。

- 2 有識者会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 有識者会議は、任務の遂行に必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総務部企画振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。